

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できるため広く普及しているが、一方で、強引・悪質な販売方法と結びつき、特に高齢者などに高額かつ深刻な被害を引き起こしている。経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正によって、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるよう、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度を整備することが必要である。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 過剰与信規制を具体化し、クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、実効性ある規制を行うこと。
- 2 不適正与信防止義務と既払金返還責任を明確にし、クレジット会社には、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含む民事共同責任を規定すること。
- 3 割賦払い要件と政令指定商品制を廃止し、1～2回払いのクレジット契約を含め、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者について登録制を導入し、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

東京都羽村市議会議長 水 野 義 裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣 あて